

# 沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画 （平成21年11月25日福祉保健部長決裁）

## 1.はじめに

発達障害児（者）の支援体制において、人材が果たす役割は大きい。国が示した「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」では、人材育成の基本的な考え方を以下のとおり示している。

各分野で取り組まれている発達障害の支援に関する人材の養成・研修の状況を踏まえ、一貫した支援を提供するための標準的なテキストやマニュアル作成、直接処遇職員の中に発達障害者に対する支援に詳しい職員を養成するための研修、研修後の人材活用を推進する。

発達障害に関する診断やアセスメント、モニタリングを行える人材を充実させること、家族同士が相互に支援を行うことができるようにする。

その対応の方向として、

発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、各分野研修に活用する。

発達障害の診断や治療を行う医師をはじめとして専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障害の支援に取り組んでいる施設等における実地研修のシステムづくりに取り組む。また、ピアカウンセリングを行い、当事者とその家族による問題解決を支援するための人材を養成する。

これらの基本的な考えは、発達障害を診断、治療できる医師の確保、早期発見、早期の相談、療育支援を担う直接支援員の確保及び育成が緊急な課題となっている本県においても、共通に認識できる内容となっている。

以上のこと及び沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画において、支援を行う人材の育成について地域における計画性、実効性ある推進体制を構築していくことの必要性が指摘されていること等を踏まえ、早期発見、早期の相談、療育支援から学齢期、就労までの支援が円滑かつ一貫して行われる発達障害児（者）の支援体制を計画的に整備する観点から、本県における発達障害児（者）支援に関する人材確保に係る計画として、次の人材育成計画を策定する。

## 2. これまでの取り組み状況及び課題

### (1) 取り組み状況

平成19年度から沖縄県発達障害者支援センターにおいて、「発達障害の特性理解の普及啓発」をメインとする基礎的な公開講座及び学校教諭、施設職員等に対する専門支援員養成講座等を実施

平成20年度は、親の会や他機関等により同様な研修が開催されてきたことから、「発達障害児の基礎的な支援方法や先進県での保育所や児童デイサービス等での取り組み」を紹介

また、平成19年度の初級受講者を対象に実技中心のアドバンスコースを実施(11名受講)

さらに、小学校、特別支援学校、通所施設、保育所等に対して巡回指導を実施

乳幼児検診に関わる市町村保健師に対しては、県が主催して乳幼児の発達に関する研修を年1～2回程度実施

医師等に対しては、国の機関、国立精神・神経センター精神保健研究所が実施する「発達障害支援医学研修」等の研修受講を推奨。

毎年3名(3医療機関)が受講

教員等に対しては、教育委員会が実施する「特別支援教育理解推進事業」において、特別支援教育コーディネーター養成研修等を平成20年度から実施

### (2) 課題

自閉症者専門支援員研修の終了者等が地域の支援リーダーとなる仕組みができておらず、研修の効果が個人の支援技術力向上に止まっている状況がみられる。地域の支援体制を構築するための仕組みづくりが必要である。

受講者からは、単なる講演だけではなく、具体的な支援方法に関する研修(技術講習)を希望する声が多い。

発達障害者支援センターにおける幼児期相談の特徴として、医療機関や健診の場で発達障害またはその疑いを指摘された子どもの親から、障害特性についての説明や関わり方等の助言がなされないための不安、不満が多いことがあげられる。健診後の保健サイドを主としたのフォロー体制構築のための研修強化が必要である。

研修の具体的な企画にあたっては、研修実施機関だけではなく保健師や保育士などの研修対象者、当事者団体、各圏域の関係機関等の意見を取り入れる必要がある。

### 3. 今後の取り組み

これまでの取り組み及び課題を踏まえて、次のとおり人材育成計画を策定する。

#### (1) 計画の目標

沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画と連動して、地域において早期発見、早期の相談、療育支援から、学齢期、就労までの支援が、円滑かつ一環して行われる体制を構築するため、それを担う人材を養成、確保する。

そのため、人材育成、普及啓発を目的とした研修(基礎研修、専門研修、普及啓発研修)を実施し、それぞれについて、対象及び年次目標等を明確にして計画的に実施する。

基礎研修は、主に発達障害児(者)に日常的に関わる者に対し、発達障害児(者)に関する知識、基本的な関わり方の習得等の研修を行うことにより、早期発見、早期の相談に係る人材の育成、発達障害児(者)が社会参加する場において、誤解がなく適切に対応されること等を目的として実施する。

専門研修は、主に、日常的に発達障害児(者)への療育、支援を行っている者に対し、発達障害児(者)に関する専門的知識の習得、地域内コンサルテーションや支援プログラムの作成、専門的な療育技術等の研修を行うことにより、療育支援に関わる高度の専門的知識を有するアドバイザーとして活動できる人材や発達障害児(者)支援の地域におけるリーダーとなる人材を育成することを目的として実施する。

普及啓発研修は、主に、一般県民を対象に発達障害児(者)に関する正しい知識の習得等を行うことにより、地域における受け皿としての体制整備を促進することを目的として実施する。

#### (2) 計画の期間

本計画は、平成21年度～平成25年度までの5年間とする。

#### (3) 研修の実施機関

研修は、発達障害者支援センター(以下「センター」という。)を中心として実施する。

また、センターは、関係機関、民間団体等と合同で行う研修等の実施について、センターに設置する連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)と調整を図り取り組むこととする。

教員等を対象とする研修は、教育委員会を中心として実施する。その際、教育委員会は、センター、連絡協議会、県関係部局と協力して研修が実施されるよう取り組むこととする。

センターは、上述の研修等の他、市町村等関係機関が実施する研修についても、連絡協議会と調整を図りながら、協力する体制を構築する。

#### (4) 実施体制

研修カリキュラムの策定等にあたっては、関係機関や当事者等で構成する検討会を設置し、対象者、内容等を検討する。検討は、カリキュラム改善の仕組み、研修実施後のフォロー体制、地域のリーダーの育成・活用体制の構築といった視点を踏まえて行うものとする。

開催の場所、回数、研修期間等、具体的な研修の実施方法については、実施主体が、研修の目的、カリキュラムの内容、期待する効果等を考慮し、関係団体、当事者団体等の協力を得ながら企画する。

研修は、可能な限り、県（センター）と関係団体、当事者団体等との共催により実施することとする。このような連携体制の構築により、共催する団体等の体制整備、研修による効果の地域支援体制への反映を図る。

実施計画の内容及び進捗状況については、適宜、沖縄県発達障害支援体制整備委員会に報告し、同委員会から推進方策等についての意見を聴取することとする。

同委員会等から提案された課題等については、県の関係部局で構成する沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議において検討し、県の対応の方向を示す。

事務局は、沖縄県福祉保健部障害保健福祉課に置く。

#### (4) 研修の内容、基本的な考え方

##### 基礎研修

主に、発達障害児(者)に日常的に関わる者に対し、発達障害児(者)に関する知識、基本的な関わり方の習得等の研修を行うことにより、早期発見、早期の相談に係る人材の育成、発達障害児(者)が社会参加する場において、誤解がなく適切に対応されること等を目的として実施する。開催の場所、回数、研修期間等、具体的な研修の実施方法については、実施主体が、研修の目的、カリキュラムの内容、期待する効果等を考慮し、関係団体、当事者団体等の協力を得ながら企画する。

研修内容、名称等	前期 (H21 ~ H23)		後期 (H24 ~ H25)
	対象及び実施方法	目標値	対象及び実施方法
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (医師・母子保健・保育関係者等)	対象：公共施設職員、保育士、医師、保健師、地域子育て支援センター職員、主任児童委員、母子保健推進員等 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、小児保健協会等	1,700名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (行政関係者等)	対象：市町村窓口業務従事者、相談支援事業者等(福祉、保健、教育を中心とする) 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、関係団体等	350名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (保護者等)	対象：障害児及びその家族並びに療育機関関係者等 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、当事者団体、支援団体等 実施方法等：講義、演習、交流会等(障害児の家族に対しては、交流等を通して学べる場を設定するなどして工夫する。)	200名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続
発達障害者の就労支援に関する研修	対象：就労支援窓口業務従事者(ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、就労支援事業所、特別支援学校教	90名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続

	員等) 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、沖縄県障害者 職業センター等		
発達障害者を雇用するための基礎講座	対象：経営者協会、中小企業同友会、商工会議所等雇用関係 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、沖縄県障害者 職業センター等	50名	前期における対象、内容及び効果 等について検討し継続
特別支援教育理解推進研修	対象：管理職（校長、教頭）、一般教員 実施主体：教育委員会 実施方法等：講義、年1回（教育委員会の実施計画による。）	管理職 900名 一般教員 1,500名	前期における対象、内容及び効果 等について検討し継続

## 専門研修

主に、日常的に発達障害児（者）への療育、支援を行っている者に対し、発達障害児（者）に関する専門的知識の習得、地域内コンサルテーションや支援プログラムの作成、専門的な療育技術等の研修を行うことにより、療育支援に関わる高度の専門的知識を有するアドバイザーとして活動できる人材や発達障害児（者）支援の地域におけるリーダーとなる人材を育成することを目的として実施する。

研修内容については、基礎研修の応用レベル（具体的な支援技術等）から地域コーディネーター等の養成まで幅広い内容を想定する。

対象職種別の実施、開催の場所、回数、研修期間等、具体的な研修の実施方法については、実施主体が、研修の目的、カリキュラムの内容、期待する効果等を考慮し、研究者、関係団体、当事者団体等の協力を得ながら企画する。

教員に対する研修については、教育委員会が中心となって実施するものの他、発達障害に関する体系的な学習及び就学前から就学支援への円滑な移行等実践的な内容について、教育委員会と関係団体が協力して実施する。

医師等の医療機関職員に対する研修については、国関係機関が実施する研修を推奨するとともに、地域連携体制を構築する観点から、小児保健協会や医師会等と連携して、ワークショップ等の実施を検討する。

研修内容、名称等	前期（H21～H23）		後期（H24～H25）
	対象及び実施方法	目標値	対象及び実施方法
乳幼児健康診査従事者のための研修	対象：県及び市町村保健師、医師、心理士等 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、小児保健協会等 実施方法等：講義、実習等	100名	前期の内容、効果等を検討し継続
発達障害児（者）専門支援者を養成するための研修	対象：保育士、児童デイサービス事業所支援員、放課後児童クラブ指導員、専門相談支援員等 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、民間団体等 実施方法等：講義、演習等	200名	前期の内容、効果等を検討し継続
発達障害児（者）専門支援者を養成するための研修	対象：発達障害児（者）専門支援者を養成するための研修を終了した者 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、民間	100名	前期の内容、効果等を検討し継続

	<p>団体等 実施方法等：講義、演習等</p>		
地域コンサルテーション等を行う 専門家を養成するための研修	<p>対象：発達障害児（者）専門支援者を養成するための研修を終了した者 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、民間団体等 実施方法等：講義、演習等</p>	25名	前期の内容、効果等を検討し継続
ピアカウンセラー、ペアレントメンターなどを養成するための研修	<p>対象：発達障害者及びその家族で、地域で支援経験がある者 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、民間団体、当事者団体、支援団体等との共催 実施方法等：講義、演習等</p>	20名	前期の内容、効果等を検討し継続
特別支援教育支援員研修	<p>対象：特別支援教育支援員 実施主体：市町村教育委員会 実施方法等：講義、演習等</p>	各市町村が設定	前期の内容、効果等を検討し継続
特別支援学校等支援員養成研修 特別支援教育コーディネーター養成研修 特別支援学校コーディネーター資質向上研修 特別支援教育コーディネータースーパーバイザー養成研修 特別支援学級新任担当者研修	<p>対象：特別支援学校、特別支援学級の担当教員等 実施主体：教育委員会 実施方法等：講義、演習、年2回 年9回 年7回 年4回 (教育委員会の実施計画による。)</p>	700名 450名 50名 45名	前期の内容、効果等を検討し継続



## 啓発研修

主に、一般県民を対象に発達障害児（者）に関する正しい知識の習得等を行うことにより、地域における受け皿としての体制整備を促進することを目的として実施する。

具体的な実施方法等については、関係団体、当事者等の協力を得ながら企画する。

啓発活動	前期（H21～H23）	後期（H24～H25）
	対象及び実施方法等	対象及び実施方法
発達障害に関するフォーラム等の開催	対象：一般県民 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、当事者団体、支援団体等の共催 実施方法等：講演、発達障害啓発週間の「世界自閉症啓発デー」等に実施	前期の効果等を検討し継続
パブリシティ広報の展開	対象：一般県民 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、当事者団体、支援団体等 実施方法等：HP、広報誌、広報番組等を活用した広報活動	前期の効果等を検討し継続
啓発パンフレットの作成・配布	対象：一般県民等 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、当事者団体、支援団体等 内容等：発達障害に関する基礎知識、発達障害支援のノウハウ、発達障害支援施策の紹介、発達障害支援機関リスト等	前期の効果等を検討し継続

## 数値目標の考え方

### 【基礎研修】

発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (母子保健・保育関係者等)	合計 1,700名	保健師(県内総数約30%) 150名 保育士(認可、認可外各1人) 800名 主任児童委員(県内総数約50%) 70名 母子保健推進員(県内総数約50%) 400名 児童デイサービス支援員(各事業所2人) 100名 放課後児童クラブ指導員(各クラブ1人) 180名
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (行政関係者等)	合計 350名	市町村職員(各市町村5名程度) 200名 その他 150名
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (保護者等)	合計 200名	当事者団体等 50名 療育機関等 150名
発達障害の就労支援	合計 90名	障害者就業・生活支援センター職員 10名 ハローワーク 10名 就労支援事業所 40名 特別支援学校等 30名
発達障害者を雇用するための基礎講座	合計 50名	経営者協会 } 中小企業同友会 } 50名 商工会議所 }
特別支援教育理解推進研修		教育委員会の実施計画に基づく数値

【専門研修】

乳幼児健康診査従事者研修	合計 100名	県保健師 市町村保健師	20名 80名
発達障害児（者）専門支援者養成研修	合計 200名	保育士 児童デイサービス事業所支援員 専門相談支援員 放課後児童クラブ指導員 親子教室・親子通園等支援員	60名 40名 40名 40名 20名
発達障害児（者）専門支援者養成研修	合計 100名	保育士 児童デイサービス事業所支援員 専門相談支援員 放課後児童クラブ指導員 療育機関支援員等	30名 20名 20名 20名 10名
地域コンサルテーション専門家養成研修	合計 25名	保育士 児童デイサービス事業所支援員 専門相談支援員 放課後児童クラブ指導員 療育機関支援員等	7名 5名 5名 5名 3名
ピアカウンセラー養成研修	合計 20名	地域における支援経験者	20名
特別支援学校等支援員養成研修		教育委員会の実施計画に基づく数値	